

社会福祉法人 釧路創生会

軽費老人ホーム ケアハウスやまざくら

運 営 規 定

一 施設の目的及び運営の方針

第1条 事業の目的

第2条 運営方針

二 職員の職種、数及び職務の内容

第3条 職員体制及び職務

三 入所定員

第4条 入居者の定員及び居室数

四 入所者に提供するサービスの内容及び施設の利用に当たっての留意事項

第5条 施設運営内容

五 利用料その他の費用の額

第6条 利用料に関する事項

六 非常災害対策

第8条 非常災害対策

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第9条 虐待防止に関する事項

八 その他施設の運営に関する重要事項

第10条 その他の運営についての留意事項

第1条 事業の目的

軽費老人ホームケアハウスやまざくらは、老人福祉法並びに軽費老人ホーム設置運営要綱に基づき、自炊できない程度の身体機能の低下が認められ、又は高齢者のため独立して生活するには不安が認められ、家族による援助が受けることが困難な60歳以上の方にご入居いただき、心身ともに健康で明るい充実した日常生活を送っていただく事を目的とします。

第2条 運営方針

お客様の尊厳と自主性を尊重し、心身ともに健やかな日常生活を送っていただけるよう、常に「お客様主体」の運営を行ないます。

第3条 職員体制及び職務

職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行います。

(1) 管理者・・・1名（同一事業所内の他事業所との兼務）

管理者は、施設の従業者の管理、介護老人福祉施設の利用の申込に係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員・1名

生活相談員は、利用者及び家族の相談や利用計画等のサービス調整を行う。

(3) 介護職員・・・1名以上

介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の日常生活全般の介護を行う。

(4) 栄養士・・・1名（同一事業所内の他事業所との兼務）

栄養士は、献立作成、栄養量計算、調理上の衛生管理等の適正化を期するとともに調理員の指導業務を行います。

(5) 調理員・・・必要数

調理員は、利用者の給食業務に従事します。

(6) 事務員・・・1名（同一事業所内の他事業所との兼務）

事務員は、庶務及び会計業務に従事します。

(7) 夜警職員・・・3名

夜警職員は、夜間において安全対応等、当直業務に従事します。

第4条 入居者の定員及び居室数

(1) 定員 50名

(2) 居室数 個室50室

第5条 施設運営内容

(1) 居室に関する事項

①居室内の掃除等の管理責任は、お客様となります。

- ②居室の変更は原則として行ないませんが、必要によりやむを得ず変更をしていただく場合もあります。
- ③原則として、居室の造作、模様替えはできませんが特殊事情によりやむを得ず居室の造作、模様替え等が必要な場合は、施設の承認が必要です。この場合の費用は、お客様の負担となります。
- ④居室内の電球等、消耗品の取替え費用は、お客様の負担となります。
- ⑤甲が退居する時は、入居前の状態で居室を明け渡していただきます。
この場合修理を行なう必要があるときは、その費用はお客様の負担となります。
- ⑥安全、衛生、防犯、防火その他管理上必要があると認めた場合には、お客様の承認なくして居室に立ち入ることがあります。

(6) 食事に関する事項

- ①一日三食、高齢者の健康を配慮した食事を食堂において提供します。
- ②食事開始時間は、概ね次のとおりです。
 - 朝食 午前7時30分から8時30分
 - 昼食 正午12時から13時まで
 - 夕食 午後17時30分から18時30分
- ③食事時間を過ぎた場合の取置きについては、食中毒等の感染症を防ぐため、時間を設定させていただきます。
 - 朝食 午前9時まで
 - 昼食 午後13時30分まで
 - 夕食 午後19時まで
- ④食事は、原則として、食堂で行なっていただきます。しかし、体調不良等、やむを得ない場合は、居室に配膳させていただきます。
- ⑤外出・外泊その他の理由により食事が不要となる時は、あらかじめご連絡下さい。外泊等で連続して7日以上不在の場合は、材料費相当額を返還します。
- ⑥入院（入院日の翌日より）やデイサービスの利用（利用日数分）により食事が不要になった場合も、材料費相当額を返還します。
- ⑦食堂内への飲食物の持ち込みはご自分の分に限らせていただいております。
お客様から他者への提供は、食中毒等の感染予防のため、一切、お断りさせていただきます。
- ⑧飲食物のやり取りについては、甲の責任においてお願いします。
- ⑨食事前には自室内で手洗いを行い、食堂へ入室する前には必ず備付けの殺菌消毒薬にて、手指消毒をお願いします。
- ⑩食堂で提供させていただいた飲食物を居室に持ち帰ることも、食中毒等の感染予防のため、一切お断りします。
- ⑪体調に合わせ、お粥食、刻み食に変更することが可能です。
- ⑫定期的に食事に関する嗜好調査を行っています。出来る限り皆様の嗜好に沿った食事を提供します。

(7) 入浴に関する事項

- ①入浴は、ケアハウス内の浴室をご利用いただき、施設が定めた時間に利用できるように準備をさせていただきます。
- ②入浴時間は、17時から午後20時迄です。但し、変更の可能性があります。
- ③法令通知に基づき、入浴は原則として介助しません。
- ④体調不良時については、入浴をお控え下さい。
- ⑤入浴のときには、次のことをしないでください。
 - 酒気をおびて入浴すること。
 - 浴槽のなかで身体を洗うこと。
 - 浴室で洗濯をすること。
 - 浴室で汚物を流すこと。

(8) レクリエーション、行事に関する事項

- ①レクリエーションや行事を適宜提供させていただきますが、特に下記においては、転倒や負傷等もおこることが予想され、事故のないように配慮しますが、結果として事故となることも想定されるので、ご理解下さい。
 - 活動の中で刃物等を使用することがあります。(手芸、調理、工芸活動等)
 - 活動の中で発熱・加熱する器具を使用することがあります。(調理活動等)

第6条 利用料に関する事項

- (1) 利用料は、生活費・サービスの提供に要する費用・居住に関する費用(管理費)・その他利用料に区分され、生活費・サービスの提供に要する費用の額は国が定める額となります。(国が定める法令等の改正があった場合は、改定します)
- (2) その他利用料は、居室で使用する電気料・上下水道料・居室及び洗濯にて使用する給湯燃料費(1,200円、年1回見直し)・宿泊者の食事代等が対象となります。
- (3) サービスの提供に要する費用は、甲の前年の収入額によって算出されます。
- (4) 月の途中で入・退居の場合は、次の算出方法になります。
 - ①生活費は日割り計算となります。
 - ②電気料の基本料金は30アンペアとし使用期間が15日に満たないときは2分の1、15日以上の場合は1か月分とします。
従量料金についてはその月に使用した従量によります。
 - ③上下水道料は基本料金のみとし、使用期間が15日に満たないときは2分の1、15日以上は1か月分となります。
 - ④給湯燃料費は15日に満たないときは2分の1、15日以上は1か月分となります。
- (5) 利用料は当月分を、その他利用料は前月分を毎月20日(この日が休日の時は、その休日の翌日)迄に納入し、お客様が指定する口座からの自動引落としとさせていただきます。

(6) 利用料・その他利用料は、月初めに請求書によりお知らせします。

第7条 非常災害対策

- (1) 天災その他の災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。
また、管理者は、日常的に具体的な対処の方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- (2) 非常災害に備えて、非常災害を具体的に定めた組織的な避難訓練を定期的に行う。

第8条 虐待防止に関する事項

施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第9条 業務継続計画の策定等

- (1) 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第10条 その他の運営についての留意事項

- (1) 事業者は従業員の資質向上を図るため研修の機会を設けるものとし、また、業務態勢を整備する。
- (2) 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約との内容とする。

- (4) 施設が、居宅介護支援事業者等の必要な機関に利用者、及びその家族に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により利用者、及びその家族の同意を得るものとする。
- (5) 利用者本人、または他の利用者等の生命、または身体が危険にさらされる可能性が高い場合で、他に代替方法が無い場合以外には、身体拘束を実施しない。またやむを得ず実施する場合は理由等を記録する。
- (6) この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人鉏路創生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 3 月 3 1 日から施行する。